

## 足利市広報紙『あしかがみ』広告掲載取扱要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、広報紙『あしかがみ』（以下「市広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### （広告の種類及び範囲）

第2条 市広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）は、足利市広告掲載事業要綱（以下「要綱」という。）及び足利市広告掲載に関する運用基準（以下「基準」という。）に基づき、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないものとする。

### （広告の掲載位置及び大きさ）

第3条 広告を掲載するページ及び位置は、市が指定するところとする。

2 広告の大きさは、次のとおりとする。

- （1）1号広告 縦4.5cm、横17.8cm（2色刷り）
- （2）2号広告 縦4.5cm、横8.8cm（2色刷り）
- （3）裏表紙大広告 縦9.6cm、横17.8cm（4色刷り）
- （4）裏表紙小広告 縦4.5cm、横17.8cm（4色刷り）

### （広告掲載料）

第4条 広告の掲載料は、1回の掲載につき次のとおりとする。

- （1）1号広告 31,438円（税抜き 28,580円）
- （2）2号広告 15,719円（税抜き 14,290円）
- （3）裏表紙大広告 99,627円（税抜き 90,570円）
- （4）裏表紙小広告 46,750円（税抜き 42,500円）

2 上記金額は消費税相当分（10%）を含むものとする。

### （広告掲載希望者の募集）

第5条 市長は、市ホームページ、市広報紙及び市公式SNSにより広告掲載希望者を公募する。

2 広告の掲載は、年間1社（団体）につき各月1回で最大12回までとする。

### （広告掲載の申し込み）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、足利市広報紙広告掲載申込書（別記様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）申込者の業務内容が分かる資料
- （2）市税の納税証明書（未納がないことの証明・市外の広告掲載希望者のみ）

### （広告掲載等の決定等）

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条に基づき掲載の可否を決定する。

2 広告の掲載が適当と決定した件数が当該広告掲載件数を超えたときは、抽選により広告の掲載

を決定する。

3 第1項又は前項の規定に基づき、広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(別記様式2)により当該申込者に通知し、広告掲載の契約を締結する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載の承諾日以後市長が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告は、市長が指定する方法により版下原稿を作成し、掲載号の前々月の末日までに提出しなければならない。

2 版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(細目)

第13条 この要領に定めるもののほか、市広報紙の広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年2月23日から施行する。

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年2月23日から施行する。

この要領は、平成28年1月12日から施行する。

この要領は、平成28年12月18日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。